

薩摩川内市介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 薩摩川内市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	平成7年4月1日
事 業 の 内 容	指定介護老人福祉施設 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入 状 況	利用料金制
職 員 数	0 人		

②施設

特別養護老人ホーム 甌 島 敬 老 園	指定介護老人福祉施設	老人短期入所施設	老人デイサービスセンター
定 員	30 人	8 人	18 人
延 床 面 積	1,177 m ²	100 m ²	718 m ²
居 室 床 面 積	332 m ²	74 m ²	
サ ー ビ ス 日 数	365 日	365 日	239 日
年 延 利 用	10,582 人	1,759 人	2,858 人

(2) 現在の経営状況

指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会により、効率化・健全化が図られている。
利用料金制であるため、市から指定管理料の支払いはない。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

平成21年4月 指定管理制度導入

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

甑島地域の市民に対して、次の機能を提供する。

指定介護老人福祉施設: 要介護3から5の要介護認定を受けている方の入所措置を行う。

老人短期入所施設: 疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者に対し、短期間施設に入所し、日常生活全般の介護を受けることができるサービスを提供する。65歳以上で、「要支援」又は「要介護」と認定された方が利用できる。

デイサービス: 送迎付きの通いで入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等のサービスを提供する。

(2) 高齢者人口等の予測

令和2年4月に策定した薩摩川内市立地適正化計画によると、介護サービス事業を提供している下甑島地域においては、2045年までに高齢化率は増加を続けるが、同地域の人口の減少に伴い高齢者人口は減少することが予測されている。

(3) 介護需要の予測

「(2) 高齢者人口等の予測」で述べたとおり、高齢者人口が伸び続けるとは考えにくいことから、介護需要も同様ではないかと考えている。

(4) 施設の見通し

特別養護老人ホーム甑島敬老園は、平成7年4月に開所しており、今後、施設の老朽化が懸念される場所であるが、離島という地域的特性を踏まえ、本市としては引き続き設置を見込んでいる。

(5) 組織の見通し

該当なし

3. 経営の基本方針

離島という地域的特性を踏まえ、本市としては引き続き設置するとともに、指定管理者制度(利用料金制)により運営を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：指定管理者の現在の経営状況については、定期的に点検・評価・公表することとしている。

(2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	該当なし
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	施設の利用状況等から総合的に判断する。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	既に指定管理者制度(利用料金制)を導入している。
その他	該当なし

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	該当なし
利用状況に関する事項	該当なし
資金管理・調達・繰入金に関する事項	該当なし
資産の有効活用に関する事項	該当なし
その他	該当なし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	既に指定管理者制度(利用料金制)を導入している。
職員給与費の適正化に関する事項	該当なし
組織体制の効率化に関する事項	該当なし
その他	該当なし

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	認知症や要介護状態になっても、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにする。
公営企業として実施する必要性	離島という地域的特性から、都市部と異なり民間事業者による施設整備についての期待は、ほぼ零である。今後も市民が安心して生活するためにも、引き続き、市が施設を設置し、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会と連携して指定管理者制度(利用料金制)により運営を行う必要がある。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5年ごとに改定を行うことを基本とするが、毎年度の進捗管理を踏まえ、必要に応じて、見直しを図ることとする。
---------------------	--